

いんふおめ。

国民年金保険料を納めることが困難なときについて

くらし 市民課
年金係
☎(24)0267
本庁舎1階③番

経済的な理由などで国民年金保険料(定額保険料月額1万5,100円)を納めることが困難なときは、申請により保険料の納付が免除される制度があります。

【免除の対象となる所得基準】本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が左下の表の計算式で算出した所得基準の範囲内であること

【免除になったときの納付額】平成22年度の額は左下の表のとおり
※「免除になったときの納付額」を納めたときは、将来受ける年金額に一部反映されます(反映額は納付額により異なります)。また、納めなかったときは、その期間の一部免除が無効(未納と同じ)になり、将来の老齢基礎年金の額に反映されなくなります。この場合、障がいや死亡など不慮の事態が生じても年金の受け取りができなくなる場合があります。

【免除期間】平成22年7月分〜平成23年6月分

【申請に必要なもの】

- ・年金手帳(基礎年金番号通知書)・印鑑
- ・源泉徴収票など平成21年分の所得を明らかにする書類(平成22

年1月1日現在の住所が市外の方のみ)
離職日が平成21年3月31日以降の雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証(失業が申請理由の方のみ)

●そのほかの免除制度

30歳未満の方は「若年者納付猶予制度」、学生の方は「学生納付特例制度」があります。いずれも申請が必要になりますので、市民課年金係でご相談ください。

	免除の対象となる所得基準	1か月の納付額	年金額への反映割合
全額免除	57万円+扶養親族の人数×35万円	0円	1/2
1/4納付(3/4免除)	78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	3,780円	5/8
半額納付(半額免除)	118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	7,550円	3/4
3/4納付(1/4免除)	158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額など	11,300円	7/8

国民健康保険に加入している方へのお知らせ

くらし 国民健康保険課
国保給付係
☎(24)0274
本庁舎1階④番

現在、市が交付しているつぎの受給者証・受療証の有効期限は、平成22年7月31日です。

新しい受給者証・受療証は、7月下旬、住民登録されている住所に郵送します。

- 国民健康保険高齢受給者証
- 国民健康保険特定疾病療養受療証

宝くじの助成金を地域振興にご活用ください

くらし 市民生活課
市民生活係
☎(24)0183
本庁舎3階

財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業は、全国自治宝くじの普及広報事業費として、住民のコミュニティ活動の発展と、宝くじの普及広報を目的に行われています。

千歳では、長都駅前町内会や泉沢向陽台町内会連合会の備品購入などに助成されており、これからの地域コミュニティ活動の充実に大変役立つものと期待されます。

詳しくは、市民生活課にお問い合わせください。

葬斎場動物用火葬炉の使用を休止します

くらし 市民生活課
生活環境係
☎(24)0261
本庁舎3階

葬斎場に設置している動物用火葬炉は、補修のためつぎの期間の使用を休止します。

【休止期間】7月14日〜24日

※動物用火葬炉のご利用は、事前に葬斎場(☎(22)2250)にお申し込みください。



子育てカウンセリング

相談 子育て推進課
児童相談係
☎(24)0935
本庁舎1階⑦番

子育てについて、わからないことなど抱えている悩みを臨床心理士に話してみませんか。

【対象】18歳未満の子どもの保護者

【とき】7月23日(金)、8月20日(金)、9月17日(金)(10時30分〜17時)

【ところ】ちとせつこセンター

【相談料】無料

【申込方法】事前に児童相談係へ電話で申し込み